

## 相談支援専門員人材確保事業の実績及び拡充策について

### 1. 事業について

令和2年度より、相談支援事業所の立ち上げ及び体制強化による相談支援体制の拡充を目的として、相談支援専門員を新たに雇用・配置した市内の指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者（神戸市直営の事業所、神戸市からの相談支援委託事業併設事業所（障害者相談支援センター）は除く）を対象とした人件費補助を実施している。

### 2. 実績

		令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度 (6月末現在)
相談支援専門員数（人）		139	146 (+7)	146 (±0)	—
補助事業の 申請件数（件）	補助件数（うち継続）	—	5	9（4）	5（3）
	累計	—	5	10	12
障害者	計画相談支援数 （件）	6,332	6,704 (+372)	7,185 (+481)	—
	セルフプラン率 （%）	45.2	53.9 (+8.7)	52.6 (△1.3)	—
障害児	計画相談支援数 （件）	613	657 (+44)	714 (+57)	—
	セルフプラン率 （%）	88.6	88.8 (+0.2)	88.8 (±0)	—

### 3. 補助要件の見直しについて

事業開始当初の2年間（令和2年度、3年度）で40事業所の実績を目標としていたが、実績は10事業所（新規の合計）にとどまっており、相談支援専門員の増加にもつながらなかったことから、補助事業が十分活用されているとは言えない状況である。

このため、令和4年度より補助対象となる相談支援専門員の雇用要件を緩和するなど、補助対象を拡大し新規事業所の参入促進を図ることとした。

【参考】人材確保支援費の上限額 及びサービス提供者数の目安

		～令和3年度		令和4年度（追加要件）	
		週平均の勤務時間が20時間以上		週平均の勤務時間が20時間未満	
		上限額	サービス提供者数	上限額	サービス提供者数
特定相談 支援事業所	上限額	補助対象となる相談支援専門員1人につき上限200万円	補助対象となる相談支援専門員1人につき上限100万円	補助対象となる相談支援専門員1人につき上限150万円	補助対象となる相談支援専門員1人につき23人以上
	サービス提供者数	補助対象となる相談支援専門員1人につき45人以上	補助対象となる相談支援専門員1人につき23人以上	補助対象となる相談支援専門員1人につき23人以上	補助対象となる相談支援専門員1人につき23人以上
障害児相談 支援事業所	上限額	補助対象となる相談支援専門員1人につき上限300万円	補助対象となる相談支援専門員1人につき上限150万円	補助対象となる相談支援専門員1人につき150万円	補助対象となる相談支援専門員1人につき23人以上
	サービス提供者数	補助対象となる相談支援専門員1人につき45人以上	補助対象となる相談支援専門員1人につき23人以上	補助対象となる相談支援専門員1人につき23人以上	補助対象となる相談支援専門員1人につき23人以上

4. 計画相談支援の利用増に向けた今後の取り組みについて

計画相談支援の利用増に向けて、関係者によるワーキングを開催し、相談支援専門員の定着支援及び周知について取り組みを進める。

定着支援については、相談支援専門員の事務負担軽減のための事務マニュアル改定や、相談支援事業所の経営意識を高めるための研修実施等を検討している。

また、周知については、自立支援協議会を活用した計画相談支援サービスの周知や、計画相談の利用を促すためのわかりやすいチラシの作成等に取り組む予定である。